

# 第1編 総論

## 第1節 計画の主旨

### 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、四国中央市防災会議が作成する計画であって、市の地域に係る防災に関する事項について、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、本市防災組織の総力を結集して、防災活動を総合的、効果的に実施することにより、住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって住民の安全と公共の福祉を確保することを目的とする。

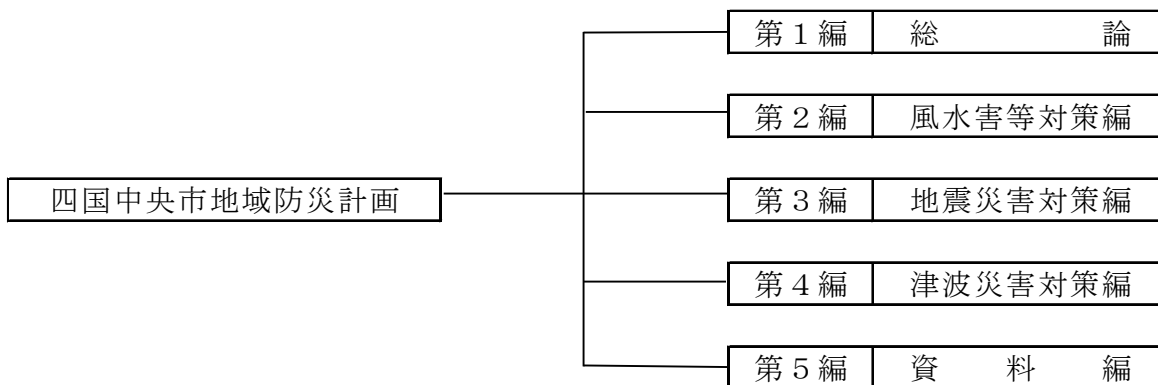
特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する「減災」のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するため、市及び県、防災関係機関、民間事業者等が役割を分担し、相互に連帯・協力し、住民と一体となった住民運動を展開しなければならない。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法第92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本市における地震防災対策の一層の推進を図る。

### 2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者及び住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

### 3 計画の構成

本計画は、第1編の総論に続いて、第2編を風水害等対策編、第3編を地震災害対策編、第4編を津波災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



#### 4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフト施策を組み合わせ、一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず災害対策の改善を図ることが重要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」、地域において互いに助け合う「共助」、県及び市がこれらを補完する「公助」で取り組むことが重要であり、市民、自主防災組織、事業者、県及び市などの多様な主体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携協力を図りながら、地域の防災力を高めていくこととする。特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）、愛媛県地域防災計画及び四国中央市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各関係機関において応急活動及び復旧・復興活動に関する相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

#### 5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき作成された国土強靱化地域計画である「四国中央市国土強靱化地域計画」は、四国中央市国土強靱化地域計画以外の市計画の指針となるべきものとして定められている。このため、市は、四国中央市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ①人命の保護が最大限に図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧・復興に資すること

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

資料編「四国中央市国土強靱化地域計画の概要」

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 市

- (1) 市地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他住民の災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災のための施設等の整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (11) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所の開設
- (12) 消防、水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

## 2 県

- (1) 県地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災のための装備・施設等の整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (21) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

<p>中国四国農政局 (松山地域センター)</p>	<p>(1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること (6) 災害時の食料の供給に関すること (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること</p>
<p>四国森林管理局愛媛森林管理署</p>	<p>(1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 (2) 国有保有林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材(国有林)の供給 (4) 民有林における災害時の応急対策等</p>
<p>四国地方整備局 (松山河川国道事務所、吉野川ダム統合管理事務所、松山港湾・空港整備事務所)</p>	<p>管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 エ 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(2) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 オ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣</p> <p>(3) 所掌に係る災害復旧事業に関すること (4) 公共土木施設の災害復旧についての指導に関すること (5) 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること (6) 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること (7) 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること</p>

<p>大阪管区气象台 (松山地方气象台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関する事</li> <li>(2) 気象及び気象災害に関する啓発活動及び防災訓練に対する協力に関する事</li> <li>(3) 異常な自然現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講ずる事</li> <li>(4) 大規模な災害時に、都道府県や市町村等へJ E T T(気象庁防災対応支援チーム)を派遣</li> </ul>
<p>第六管区海上保安本部(今治海上保安部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災訓練に関する事</li> <li>(2) 防災思想の普及及び高揚に関する事</li> <li>(3) 調査研究に関する事</li> <li>(4) 警報等の伝達に関する事</li> <li>(5) 情報の収集に関する事</li> <li>(6) 海難救助等に関する事</li> <li>(7) 緊急輸送に関する事</li> <li>(8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事</li> <li>(9) 流出油等の防除に関する事</li> <li>(10) 海上交通安全の確保に関する事</li> <li>(11) 警戒区域の設定に関する事</li> <li>(12) 治安の維持に関する事</li> <li>(13) 危険物の保安措置に関する事</li> <li>(14) 広報に関する事</li> <li>(15) 海洋環境の汚染防止に関する事</li> </ul>

#### 4 自衛隊

<p>陸上自衛隊中部方面特科隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害状況の把握に関する事</li> <li>(2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事</li> </ul>
<p>海上自衛隊呉地方総監部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事</li> <li>(4) 応急医療、救護及び防疫に関する事</li> <li>(5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関する事</li> </ul>
<p>航空自衛隊西部航空方面隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事</li> <li>(7) 危険物の保安及び除去に関する事</li> </ul>

5 指定公共機関

日本郵便株式会社 (四国支社)	(1) 郵便業務の運営の確保に関すること (2) 郵便局の窓口業務の維持に関すること
日本赤十字社 (愛媛県支部)	(1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること (2) 被災者に対する救援物資の配付に関すること (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること
日本放送協会 (松山放送局)	(1) 住民に対する防災知識の普及に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること
独立行政法人水資源機構 (池田総合管理所)	(1) 機構ダム (新宮ダム、富郷ダム) の保全及び災害復旧に関すること (2) 国直轄ダム (柳瀬ダム) の保全及び災害復旧に関すること (国から管理委託)
四国旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社 (松山営業所)	(1) 鉄道施設等の保全に関すること (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること (3) 災害時における旅客の安全確保に関すること (4) 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること
西日本電信電話株式会社 (四国支店)・株式会社NTTドコモ (四国支社)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時における通信の確保に関すること (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること
日本通運株式会社、福山通運株式会社 (四国福山通運株式会社四国中央営業所)、佐川急便株式会社 (四国中央店)、ヤマト運輸株式会社 (愛媛主幹支店)	災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

四国電力送配電株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電力施設等の保全に関する事</li> <li>(2) 電力供給の確保に関する事</li> <li>(3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関する事</li> <li>(4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</li> </ul>
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置に関する事

6 指定地方公共機関

一般社団法人愛媛県医師会・一般社団法人愛媛県薬剤師会・公益社団法人愛媛県看護協会	救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関する事
一般社団法人愛媛県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検案時の協力に関する事</li> <li>(2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関する事</li> </ul>
南海放送株式会社・株式会社テレビ愛媛・株式会社あいテレビ・株式会社愛媛朝日テレビ・株式会社エフエム愛媛、株式会社四国中央テレビ、株式会社愛媛新聞社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関する事</li> <li>(2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関する事</li> <li>(3) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事</li> <li>(4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関する事</li> <li>(5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関する事</li> </ul>
一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関する事</li> <li>(2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事</li> </ul>
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関する事</li> <li>(2) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事</li> </ul>



7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

土地改良区	土地改良施設の整備及び保全に関すること
農業協同組合・森林組合・漁業協同組合	(1) 共同利用施設等の保全に関すること (2) 被災組合員の救護に関すること (3) 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
商工会議所、商工会	(1) 被災商工業者の援護に関すること (2) 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
建設業協会	(1) 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること (3) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること
危険物施設管理者・プロパンガス取扱機関	(1) 危険物施設等の保全に関すること (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること
社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること (2) 災害救援ボランティアセンターの設置及び運営等に関すること (3) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること
社会福祉施設管理者	(1) 施設利用者等の安全確保に関すること (2) 福祉施設職員等の応援体制に関すること

8 市民

市民	(1) 自助の実践に関すること (2) 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること (3) 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること
自主防災組織	(1) 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること (2) 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること (3) 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること (4) 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること

9 事業者

事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する事</li><li>(2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する事</li><li>(3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関する事</li><li>(4) 災害応急対策の実施に関する事</li><li>(5) 市又は県が実施する防災対策への協力に関する事</li></ul>
-----	---

## 第3節 市の概要

### 1 位置と地勢

本市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、さらに南は四国山地を境に高知県に接しており、四国で唯一4県が接する地域となっている。

地形は、東西に約25kmの海岸線が広がり、海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に比較的幅の狭い市街地を形成している。海岸線西部には自然海岸が広がり、その南には広大な農地が広がっている。

さらに、南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁している。

また、本市は高速道路網の整備により、三島川之江・土居・新宮の3つのインターチェンジと川之江ジャンクションを持ち、四国の「8の字ハイウェイ」の中心部に位置するクロスポイントとなっている。

### 2 気 候

燧灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖寡雨で、年間平均降水量は約1,500mm、年間平均気温は16.0℃と、冬期においても積雪をみることはまれである。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ周期的に吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすこともある。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部は、瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっているが、冬期には積雪や結氷もみられる。

### 3 面 積

本市は、東西約30km、南北約20km、面積は約421km<sup>2</sup>となり、四国内においては面積の大きな都市である。

土地の利用状況は、林野面積が326.54km<sup>2</sup> (77.7%) を占め、宅地が39.28km<sup>2</sup> (9.4%)、経営耕地面積が16.71km<sup>2</sup> (4.0%)、その他が37.38km<sup>2</sup> (8.9%) となっている。

### 4 人 口

本地域の人口推移をみると、戦後順調に増加し、1990年（平成2年）には97,215人に達したが、その後は減少に転じ、2015年（平成27年）の国勢調査では87,413人となり、この25年間で約10%減少している。

また、高齢人口については、総人口が減少する傾向にあるなか、高齢化の進展に伴い、2000年（平成12年）の21.2%から2015年（平成27年）には30.2%と、9.0ポイントも増加している。

### 5 災害事例

本市における近年（昭和45年以降）の主な災害事例は、資料編に定めるとおりである。

資料編「風水害」、「火災」